

社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会

南町クリニック 在宅療養支援診療所 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する南町クリニック 在宅療養支援診療所が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあるもの（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 南町クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 南町クリニック 在宅医療支援診療所
- (2)所在地 埼玉県坂戸市南町13番21号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 医 師 3人以上
- 看護師 2人以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
ただし国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3)連絡体制 電話などにより、24時間時常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容)

第6条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- (1)要介護者等又は家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2)居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要情報を提供する。
- (3)要介護者等又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- (4)その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- (1)指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- (2)居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- (3)前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鶴ヶ島市、坂戸市とする。ただし、これ以外の区域は相談に応ずる。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録等必要な措置を講ずる。

利用者又は家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故発生時の対応)

第10条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第16条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は南町クリニック 在宅療養支援診療所が定めるものとする。

附則

この規程は、 令和6年11月1日 から施行する。